

第559回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

資料No.1	第56期広島地方最低賃金審議会委員名簿	P. 1
資料No.2	令和6年度広島県特定(産業別)最賃の改正決定に関する官報公示(写)	P. 2
資料No.3	令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況	
3-1	令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況(鉄鋼業)	P. 4
3-2	令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況(金属製品製造業)	P. 5
3-3	令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況(機械器具製造業)	P. 6
3-4	令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況(電気機械器具製造業)	P. 7
3-5	令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況(自動車製造業)	P. 8
3-6	令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況(船舶等製造業)	P. 9
3-7	令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況(各種商品小売)	P. 10
3-8	令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況(自動車小売業)	P. 11
資料No.4	令和7年度特定(産業別)最低賃金の改正申出に関する意向表明一覧	P. 12
資料No.5	令和7年度広島県特定(産業別)最賃の金額改正に関する意向表明(写)	
5-1	広島県鉄鋼業最低賃金	P. 13
5-2	広島県金属製品製造業最低賃金	P. 14
5-3	広島県機械器具製造業最低賃金	P. 15
5-4	広島県電子機械器具製造業最低賃金	P. 16
5-5	広島県自動車製造業最低賃金	P. 17
5-6	広島県船舶等製造業最低賃金	P. 18
5-7	広島県各種商品小売業最低賃金	P. 19
5-8	広島県自動車小売業最低賃金	P. 20
5-9	広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金	P. 21
資料No.6	令和7年度 適用使用者数及び適用労働者数	P. 22

第56期 広島地方最低賃金審議会 委員名簿

広島労働局
令和6年5月1日現在

区分	氏名	現職
公益代表	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	中原 良子	弁護士
	三井 正信	安田女子大学教授
	村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	戸村 伸一郎	自動車総連広島地方協議会 事務局長
	長安 幸司	三菱電機労働組合福山支部 支部執行委員長
	橋本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	林 秀彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
使用者代表	池久保 典也	株式会社 池久保電工社 代表取締役社長
	蔵田 秀和	広島県中小企業団体中央会 専務理事
	巢守 佳之	巢守金属工業 株式会社 代表取締役社長
	中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事

(50音順・第56期)

第2号中「可鍛鑄鉄」を「可鍛鑄鉄」に、補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。
第4号中「1時間1,017円」を「1時間1,067円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、群馬県ポンプ・圧縮機器一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部部品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部部品、事務用機械器具、サービスマン用、燃炭用機械器具製造業最低賃金(平成20年群馬労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和6年11月28日
群馬労働局長 上野 康博

第2号中「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。
第4号中「1時間1,006円」を「1時間1,056円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第4号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年群馬労働局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和6年11月28日
群馬労働局長 上野 康博

第2号中「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。
第4号中「1時間1,006円」を「1時間1,056円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第5号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年群馬労働局最低賃金公示第5号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和6年11月28日
群馬労働局長 上野 康博

第2号中「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。
第4号中「1時間1,006円」を「1時間1,056円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第4号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、岡山県耐火物製造業最低賃金(平成20年岡山労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和6年11月28日
岡山労働局長 森實久美子

第2号中「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。
第4号中「1時間980円」を「1時間1,028円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第5号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金(平成20年岡山労働局最低賃金公示第8号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和6年11月28日
岡山労働局長 森實久美子

題名を次のように改める。
岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
第2号中「船用機関製造業」を「船用機関製造業」に、「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。
第4号中「1時間1,041円」を「1時間1,094円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、広島県製鉄業、鋼材、鉄鋼鋳物、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和6年11月28日
広島労働局長 小沼 宏治

第2号中「可鍛鑄鉄」を「可鍛鑄鉄」に、「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。
第4号中「1時間1,064円」を「1時間1,114円」に改める。

この決定は、令和6年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和6年11月28日
広島労働局長 小沼 宏治

第2号中「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。
第4号中「1時間1,020円」を「1時間1,070円」に改める。

この決定は、令和6年12月31日から効力を生ずる。
附 則
この決定は、令和6年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第4号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第5号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和6年11月28日
広島労働局長 小沼 宏治

第2号中「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。
第4号中「1時間995円」を「1時間1,045円」に改める。

この決定は、令和6年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第5号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第6号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和6年11月28日
広島労働局長 小沼 宏治

第2号中「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。
第4号中「1時間998円」を「1時間1,048円」に改める。

この決定は、令和6年12月31日から効力を生ずる。

関係記録

令和7年測量士試験及び測量士補試験の施行

測量法(昭和24年法律第188号)に基づく測量士試験及び測量士補試験の施行について、測量法施行令(昭和24年政令第322号)第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和6年11月28日
国土交通大臣 中野 洋昌

1 試験日時及び試験地

(1) 試験日時
ア 測量士試験 令和7年5月18日(日)午前10時から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分まで休憩)。
イ 測量士補試験 令和7年5月18日(日)午後1時30分から午後4時30分まで。

(2) 試験地 北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県
なお、会場確保の都合上、やむを得ず近隣府県に試験会場を変更又は追加する場合があります。

2 受験手続

- (1) 受験願書受付場所 国土地理院総務部総務課(〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番)
- (2) 受験願書受付期間及び時間
ア 受付期間 令和7年1月6日(月)から同年1月30日(木)まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わない)。

信任状捧呈式

一月二十日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在マリ特命全權大使「イブ・エ・タコ」の信任状捧呈式を行われた。

天皇皇后陛下は、兵庫県において開催された「17のこびい」阪神・淡路大震災30年追悼式典一に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、一月十六日午前九時五十一分御出門、同県へ行幸致し、同月十七日午後七時十一分還幸啓になされた。

御祝電
天皇陛下は、「アメリカ合衆国大統領ドナルド・ジョン・トランプ陛下の大統領就任につき、一月二十日御祝電を送られた。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

広島労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第15条第2項の規定に基づき、広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金 (平成20年広島労働局最低賃金公示第 3 号) の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和 7 年 1 月 22 日
広島労働局長 小沼 宏治
第 2 号中「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。
第 4 号中「1 時間1,002円」を「1 時間1,052円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第 2 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第15条第2項の規定に基づき、広島県船舶製造・修理業、船舶用機関製造業最低賃金 (平成20年広島労働局最低賃金公示第 7 号) の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第 1 項の規定により公示する。

令和 7 年 1 月 22 日
広島労働局長 小沼 宏治

題名を次のように改める。

広島県船舶製造・修理業、船舶用機関製造業最低賃金
第 2 号中「船舶用機関製造業」を「船舶用機関製造業」に、「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。
第 4 号中「1 時間1,030円」を「1 時間1,080円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第 3 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第15条第2項の規定に基づき、広島県自動車小売業最低賃金 (平成20年広島労働局最低賃金公示第 9 号) の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第 1 項の規定により公示する。

令和 7 年 1 月 22 日
広島労働局長 小沼 宏治
第 2 号中「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。
第 4 号中「1 時間993円」を「1 時間1,038円」に改める。

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会

の意見に関する公示

関東運輸局最低賃金公示第 1 号
関東地方交通審議会から関東内航船舶運航業及び木船運航業最低賃金 (平成 9 年関東運輸局最低賃金公示第 5 号)、関東海上旅客運送業最低賃金 (平成 9 年関東運輸局最低賃金公示第 6 号)、関東漁業 (沖合底びき網) 最低賃金 (平成15年関東運輸局最低賃金公示第 1 号) 及び関東漁業 (大中小型まき網) 最低賃金 (平成15年関東運輸局最低賃金公示第 2 号) の改正について答申があったので、最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第35条第 4 項の規定により適用する同法第11条第 1 項及び船員の最低賃金に関する省令 (昭和34年運輸省令第 35号) 第 7 条第 1 項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者 (船員法 (昭和22年法律第100号) 第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。) であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面 (様式任意) に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に関東運輸局海事振興部船員労政課 (郵便番号231-8433神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地) へて提出された。

令和 7 年 1 月 22 日
関東運輸局長 藤田 礼子

四国地方交通審議会の意見 (要旨)

1. 関東内航船舶運航業及び木船運航業最低賃金 (平成 9 年関東運輸局最低賃金公示第 5 号) については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員 [260,400円] を [270,400円] に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員 [243,650円] を [253,650円] に、部員 [201,800円] を [211,800円] に、ただし書の海上経歴 3 年未満の部員 [192,200円] を [202,200円] に改正することが適当である。

2. 関東海上旅客運送業最低賃金 (平成 9 年関東運輸局最低賃金公示第 6 号) については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員 [255,800円] を [264,800円] に、部員 [194,400円] を [203,400円] に改正することが適当である。

3. 関東漁業 (沖合底びき網) 最低賃金 (平成15年関東運輸局最低賃金公示第 1 号) については、適用する船員に係る最低賃金額として、[200,000円] を [210,500円] に改正することが適当である。

4. 関東漁業 (大中小型まき網) 最低賃金 (平成15年関東運輸局最低賃金公示第 2 号) については、適用する船員に係る最低賃金額として、[200,500円] を [207,000円] に改正することが適当である。

四国運輸局最低賃金公示第 1 号
四国地方交通審議会から四国内航船舶運航業及び木船運航業最低賃金 (平成 9 年四国運輸局最低賃金公示第 5 号)、四国海上旅客運送業最低賃金 (平成 9 年四国運輸局最低賃金公示第 6 号) の改正について意見の提出があったので、最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第35条第 4 項の規定により適用する同法第11条第 1 項及び船員の最低賃金に関する省令 (昭和34年運輸省令第35号) 第 7 条第 1 項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者 (船員法 (昭和22年法律第100号) 第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。) であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面 (様式任意) に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に四国運輸局海事振興部船員労政課 (郵便番号760-0019香川県高松市サンプォート 3 番33号) へて提出されたい。

令和 7 年 1 月 22 日
四国運輸局長 河野 順

四国地方交通審議会の意見 (要旨)

1. 四国内航船舶運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員 (船長を含む。) [261,000円] を [270,000円] に、ただし書の職員 [244,450円] を [253,450円] に、はしけ長 [261,000円] を [270,000円] に、部員 [202,400円] を [211,400円] に、ただし書の海上経歴 3 年未満の部員 [193,000円] を [202,000円] にそれぞれ改正することが適当である。

2. 四国海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員 (船長を含む。) [254,450円] を [263,450円] に、部員 [187,500円] を [197,000円] にそれぞれ改正することが適当である。

公告

船舶賃

工場財団

三重県伊賀市佐那貝町78番地株式会社ナカテツの工場財団に徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字中山 8 番地株式会社ナカツ徳島工場第二工場の機械器具を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和 7 年 1 月 22 日 徳島地方務局

鉱業財団

大分県津久見市台ノ元町 5 番18号株式会社戸高鉱業社の鉱業財団 (第 8 号) に大分県津久見市台ノ元町 5 番18号鉱業事務所大分県探掘権登録第 522 号の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和 7 年 1 月 22 日 大分地方務局佐伯支局

令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況（鉄鋼業）

資料No.3-1

都道府県	令和6年度 地域別最低賃金額 (円)	業 種	改定前金額 (円)	改定後金額 (円)	引上額 (円)	アップ率 (%)	申出方法	発 効 日
北海道	1,010	鉄鋼業	1,030	1,100	70	6.8	協約	令和6年12月1日
青森	953	鉄鋼業	992	1,045	53	5.3	協約	令和6年12月21日
岩手	952	鉄鋼業 金属製品含む	949	1,008	59	6.2	協約	令和7年1月22日
宮城	973	鉄鋼業	1,003	1,059	56	5.6	協約	令和6年12月15日
茨城	1,005	鉄鋼業	1,046	1,098	52	5.0	協約	令和6年12月31日
群馬	985	鉄鋼業	1,017	1,067	50	4.9	協約	令和6年12月28日
千葉	1,076	鉄鋼業	1,096	1,147	51	4.7	協約	令和6年12月25日
東京	1,163	鉄鋼業	871	871	—	—	協約	平成26年3月23日
神奈川	1,162	鉄鋼業	874	874	—	—	協約	平成29年3月15日
愛知	1,077	鉄鋼業	1,059	1,111	52	4.9	協約	令和6年12月16日
三重	1,023	鉄鋼業	739	739 5,907	—	—	公正	平成10年12月15日
大阪	1,114	鉄鋼業	1,066	1,120	54	5.1	協約	令和6年12月1日
兵庫	1,052	鉄鋼業	1,065	1,116	51	4.8	協約	令和6年12月1日
和歌山	980	鉄鋼業	1,050	1,103	53	5.0	協約	令和6年12月30日
島根	962	鉄鋼業	1,034	1,092	58	5.6	公正	令和6年11月28日
岡山	982	鉄鋼業	1,050	1,102	52	5.0	協約	令和6年12月8日
広島	1,020	鉄鋼業	1,064	1,114	50	4.7	協約	令和6年12月31日
山口	979	鉄鋼業 金属製品含む	1,064	1,116	52	4.9	協約	令和6年12月15日
福岡	992	鉄鋼業	1,053	1,106	53	5.0	協約	令和6年12月10日
大分	954	鉄鋼業	1,053	1,106	53	5.0	協約	令和6年12月25日

令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況（金属製品製造業）

資料No.3-2

都道府県	令和6年度 地域別最低賃金額 (円)	業 種	改定前金額 (円)	改定後金額 (円)	引上額 (円)	アップ率 (%)	申出方法	発 効 日
岩手	952	鉄鋼業 金属製品含む	949	1,008	59	6.2	協約	令和7年1月22日
石川	984	金属製品 一般機械 電気機器含む	1,000	1,040	40	4.0	公正	令和6年12月31日
三重	1,023	金属製品	843	—	—	—	協約	平成27年12月20日
京都	1,058	金属製品	933	—	—	—	協約	令和元年12月22日
広島	1,020	金属製品	1,002	1,052	50	5.0	公正	令和7年2月21日

令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況（機械器具製造業）

資料No.3-3

都道府県	令和6年度 地域別最低賃金額 (円)	業 種	改定前金額 (円)	改定後金額 (円)	引上額 (円)	アップ率 (%)	申出方法	発 効 日
山形	955	機械器具	961	1,012	51	5.3	公正	令和6年12月25日
茨城	1,005	機械器具	1,005	1,055	50	5.0	協約	令和6年12月31日
栃木	1,004	機械器具	1,007	1,055	48	4.8	公正	令和6年12月31日
群馬	985	機械器具	1,006	1,056	50	5.0	公正	令和6年12月28日
千葉	1,076	機械器具	922	—	—	—	公正	平成30年12月25日
東京	1,163	機械器具	832	—	—	—	協約	平成22年12月31日
神奈川	1,162	機械器具	857	—	—	—	公正	平成25年3月1日
石川	984	機械器具 金属製品 電気機器含む	1,000	1,040	40	4.0	公正	令和6年12月31日
福井	984	機械器具	933	—	—	—	協約	令和5年12月24日
長野	998	機械器具 輸送用機器 含む	994	1,043	49	4.9	公正	令和6年12月12日
愛知	1,034	機械器具	968	—	—	—	協約	令和3年12月16日
三重	1,023	機械器具	762	—	—	—	協約	平成15年12月15日
滋賀	1,017	機械器具	1,013	1,060	47	4.6	公正	令和6年12月31日
京都	1,058	機械器具	822	—	—	—	協約	平成20年12月21日
大阪	1,114	機械器具 金属製品 輸送用機器 含む	1,070	1,127	50	5.3	協約	令和6年12月1日
兵庫	1,052	機械器具	1,035	1,087	52	5.0	協約	令和6年12月1日
奈良	986	機械器具	905	—	—	—	協約	令和3年12月29日
島根	962	機械器具	1,010	1,068	58	5.7	公正	令和6年12月5日
岡山	982	機械器具	1,005	1,054	49	4.9	公正	令和7年1月9日
広島	1,020	機械器具	1,020	1,070	50	4.9	公正	令和6年12月31日
徳島	980	機械器具	1,020	1,070	50	4.9	公正	令和6年12月21日
香川	970	機械器具	1,040	1,092	52	5.0	公正	令和6年12月15日
愛媛	956	機械器具	997	1,049	52	5.2	協約	令和6年12月25日
佐賀	956	機械器具	974	1,010	36	3.7	公正	令和6年12月20日
長崎	953	機械器具	875	—	—	—	協約	令和元年12月7日

令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況（電気機械器具製造業）

資料No.3-4

都道府県	令和6年度 地域別最低賃金額 (円)	業 種	改定前金額 (円)	改定後金額 (円)	引上額 (円)	アップ率 (%)	申出方法	発 効 日
北海道	1,010	電気機械	997	1,049	52	5.2	協約	令和6年12月1日
青森	953	電気機械	927	968	41	4.4	公正	令和6年12月21日
岩手	952	電気機械	917	975	58	6.3	公正	令和7年1月22日
宮城	973	電気機械	959	1,012	53	5.5	公正	令和6年12月15日
秋田	951	電気機械	930	958	28	3.0	協約	令和6年12月25日
山形	955	電気機械	945	996	51	5.4	公正	令和6年12月25日
福島	955	電気機械	880	—	—	—	公正	令和4年12月30日
茨城	1,005	電気機械 精密機械含む	1,002	1,052	50	5.0	協約	令和6年12月31日
栃木	1,004	電気機械	1,008	1,056	48	4.8	協約	令和6年12月31日
群馬	985	電気機械	1,006	1,056	50	5.0	公正	令和6年12月28日
埼玉	1,078	電気機械	1,055	1,105	50	4.7	協約	令和6年12月1日
千葉	1,076	電気機械	1,055	1,105	50	4.7	協約	令和6年12月25日
東京	1,163	電気機械 精密機械含む	新設	—	—	—	協約	—
神奈川	1,162	電気機械	890	—	—	—	—	平成27年3月1日
新潟	985	電気機械	1,005	—	—	—	協約	令和5年12月27日
富山	998	電気機械	951	1,002	51	5.4	協約	令和6年12月26日
石川	984	電気機械	963	1,008	45	4.7	協約	令和6年12月31日
福井	984	電気機械	857	—	—	—	協約	令和4年10月2日
山梨	988	電気機械	997	1,047	50	5.0	公正	令和6年12月27日
長野	998	電気機械 精密機械含む	983	1,032	49	5.0	公正	令和7年1月1日
岐阜	1,001	電気機械	965	—	—	—	協約	令和5年12月21日
静岡	1,034	電気機械	997	1,042	45	4.5	協約	令和6年12月21日
愛知	1,077	電気機械	901	—	—	—	協約	平成30年12月16日
三重	1,023	電気機械	987	1,031	44	4.5	協約	令和6年12月21日
滋賀	1,017	電気機械 精密機械含む	1,003	1,050	47	4.7	協約	令和6年12月31日
京都	1,058	電気機械	1,025	1,074	49	4.8	協約	令和7年1月19日
大阪	1,114	電気機械	1,068	1,127	59	5.5	協約	令和6年12月1日
兵庫	1,052	電気機械	1,002	1,053	51	5.1	協約	令和6年12月1日
奈良	986	電気機械	891	—	—	—	協約	令和3年12月29日
鳥取	957	電気機械	906	963	57	6.3	協約	令和6年12月19日
島根	962	電気機械	929	987	58	6.2	公正	令和6年12月27日
岡山	982	電気機械	974	1,025	51	5.2	公正	令和6年12月25日
広島	1,020	電気機械	995	1,045	50	5.0	公正	令和6年12月31日
山口	979	電気機械	986	1,032	46	4.7	協約	令和6年12月15日
徳島	980	電気機械	983	1,038	55	5.6	公正	令和6年12月21日
香川	970	電気機械	982	1,030	48	4.9	公正	令和6年12月15日
愛媛	956	電気機械	987	1,038	51	5.2	協約	令和6年12月25日
高知	952	電気機械	793	—	—	—	公正	令和元年12月29日
福岡	992	電気機械	1,019	1,071	52	5.1	協約	令和6年12月10日
佐賀	956	電気機械	943	996	53	5.6	協約	令和6年12月19日
長崎	953	電気機械	864	—	—	—	公正	令和3年12月29日
熊本	952	電気機械	940	996	56	6.0	協約	令和6年12月15日
大分	954	電気機械	941	996	55	5.8	公正	令和6年12月25日
宮崎	952	電気機械	831	—	—	—	公正	令和3年12月24日
鹿児島	953	電気機械	842	—	—	—	協約	令和3年12月17日

令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況（自動車製造業）

資料No.3-5

都道府県	令和6年度 地域別最低賃金額 (円)	業 種	改定前金額 (円)	改定後金額 (円)	引上額 (円)	アップ率 (%)	申出方法	発 効 日
秋田	951	自動車製造	961	1,020	59	6.1	協約	令和6年12月25日
山形	955	自動車製造	961	1,012	51	5.3	公正	令和6年12月25日
栃木	1,004	自動車製造	1,016	1,064	48	4.7	協約	令和6年12月31日
山梨	988	自動車製造	971	1,029	58	6.0	協約	令和7年1月3日
岐阜	1,001	自動車製造	1,005	1,057	52	5.2	協約	令和6年12月31日
滋賀	1,017	自動車製造	1,016	1,062	46	4.5	公正	令和6年12月31日
大阪	1,114	自動車製造	1,068	1,119	51	4.8	協約	令和6年12月1日
島根	962	自動車製造	970	1,028	58	6.0	公正	令和6年11月30日
岡山	982	自動車製造	991	1,039	48	4.8	公正	令和6年12月29日
広島	1,020	自動車製造	998	1,048	50	5.0	協約	令和6年12月31日

令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況（船舶等製造業）

資料No.3-6

都道府県	令和6年度 地域別最低賃金額 (円)	業 種	改定前金額 (円)	改定後金額 (円)	引上額 (円)	アップ率 (%)	申出方法	発 効 日
岡山	982	船舶等製造	1,041	1,094	53	5.1	協約	令和6年12月28日
広島	1,020	船舶等製造	1,030	1,080	50	4.9	公正	令和7年2月21日
香川	970	船舶等製造	1,041	1,093	52	5.0	公正	令和7年1月8日
愛媛	956	船舶等製造	1,015	1,070	55	5.4	公正	令和6年12月25日
長崎	953	船舶等製造	875	—	—	—	協約	令和元年11月29日

令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況（各種商品小売業）

資料No.3-7

都道府県	令和6年度 地域別最低賃金額 (円)	業 種	改定前金額 (円)	改定後金額 (円)	引上額 (円)	アップ率 (%)	申出方法	発 効 日
青森	953	商品小売	921	956	35	3.8	公正	令和6年12月21日
岩手	952	商品小売	767	—	—	—	公正	平成28年12月11日
茨城	1,005	商品小売	881	—	—	—	協約	令和3年12月31日
栃木	1,004	商品小売	874	—	—	—	協約	令和2年12月31日
埼玉	1,078	商品小売	849	—	—	—	協約	平成28年12月1日
千葉	1,076	商品小売	848	—	—	—	協約	平成28年12月25日
新潟	985	商品小売	932	—	—	—	協約	令和5年12月30日
長野	998	商品小売	950	—	—	—	協約	令和5年12月31日
静岡	1,034	商品小売	886	—	—	—	協約	令和元年12月21日
愛知	1,077	商品小売	847	—	—	—	協約	平成28年12月16日
滋賀	1,017	商品小売	840	—	—	—	公正	平成30年12月29日
京都	1,058	商品小売	938	—	—	—	協約	令和4年1月26日
兵庫	1,052	商品小売	797	—	—	—	公正	平成28年2月1日
鳥取	957	商品小売	902	—	—	—	協約	令和5年12月15日
岡山	982	商品小売	933	—	—	—	公正	令和6年1月10日
広島	1,020	商品小売	903	—	—	—	協約	令和3年12月31日
愛媛	956	商品小売	854	—	—	—	公正	令和4年12月25日
大分	954	商品小売	716	—	—	—	公正	平成28年12月25日
宮崎	952	商品小売	705	—	—	—	協約	平成27年12月24日
沖縄	952	商品小売	770	—	—	—	公正	平成30年11月23日

令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況（自動車販売業）

資料No.3-8

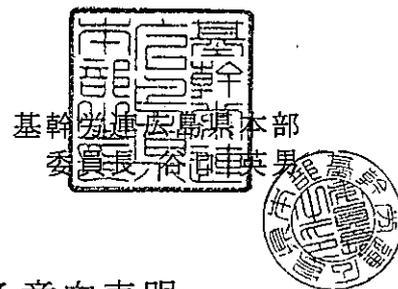
都道府県	令和6年度 地域別最低賃金額 (円)	業 種	改定前金額 (円)	改定後金額 (円)	引上額 (円)	アップ率 (%)	申出方法	発 効 日
青森	953	自動車小売	923	963	40	4.3	公正	令和6年12月21日
岩手	952	自動車小売	945	1,004	59	6.2	公正	令和7年1月22日
宮城	973	自動車小売	986	1,036	50	5.1	公正	令和6年12月15日
秋田	951	自動車小売	938	980	42	4.5	協約	令和6年12月25日
福島	955	自動車小売	960	1,020	60	6.3	協約	令和6年12月29日
埼玉	1,078	自動車小売	1,060	1,089	29	2.7	公正	令和6年12月1日
千葉	1,076	自動車小売	922	—	—	—	公正	平成30年12月25日
神奈川	1,162	自動車小売	842	—	—	—	協約	平成23年12月21日
新潟	985	自動車小売	997	1,015	18	1.8	協約	令和6年12月8日
富山	998	自動車小売	769	—	—	—	公正	平成23年1月20日
愛知	1,077	自動車小売	943	—	—	—	協約	令和2年12月16日
京都	1,058	自動車小売	939	—	—	—	協約	令和4年1月26日
大阪	1,114	自動車小売	993	—	—	—	協約	令和3年12月1日
兵庫	1,052	自動車小売	963	—	—	—	協約	令和4年12月1日
奈良	986	自動車小売	892	—	—	—	協約	令和3年12月29日
島根	962	自動車小売	960	1,000	40	4.2	協約	令和6年12月5日
広島	1,020	自動車小売	993	1,038	45	4.5	公正	令和7年2月21日
福岡	992	自動車小売	1,028	1,066	38	3.7	協約	令和6年12月10日
大分	954	自動車小売	942	991	49	5.2	公正	令和6年12月25日
宮崎	952	自動車小売	927	—	—	—	協約	令和5年12月20日
鹿児島	953	自動車小売	945	986	41	4.3	協約	令和6年12月21日
沖縄	952	自動車小売	770	—	—	—	協約	平成30年11月18日

令和7年度特定（産業別）最低賃金の改正申出に関する意向表明一覧

整理番号	特定最低賃金件名	意向表明者	受理月日	改正等の区分	備考
1	広島県製鉄業、鋼材、 銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製 造業、その他の鉄鋼業 最低賃金	基幹労連広島県本部 委員長 谷口 英男	2月21日	改正	協約
2	広島県建設用・建築用 金属製品、その他の金 属製品製造業最低賃金	JAM山陽 広島県連絡会 会長 藪本 敬士	2月21日	改正	公正
3	広島県はん用機械器 具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 最低賃金	基幹労連広島県本部 委員長 谷口 英男	2月21日	改正	公正
4	広島県電子部品・デバ イス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機 械器具製造業最低賃金	電機連合広島地域協議会 事務局長 角 直樹	2月21日	改正	協約
5	広島県自動車・同附属 品製造業最低賃金	全日本自動車産業労働組合 総連合会 広島地方協議会 議長 金子 哲二	3月10日	改正	協約
6	広島県船舶製造・修理 業、船用機関製造業最 低賃金	基幹労連広島県本部 委員長 谷口 英男	2月21日	改正	公正
7	広島県各種商品小売業 最低賃金	UAゼンセン広島県支部 支部長 香西 真	2月21日	改正	協約
8	広島県自動車小売業最 低賃金	全日本自動車産業労働組合 総連合会 広島地方協議会 販売部門連絡会 委員長 荒城 啓太	3月10日	改正	公正
9	広島県各種商品、各種 食料品小売業最低賃金	UAゼンセン広島県支部 支部長 香西 真	2月21日	新設	公正

2025年 2月 14日

広島労働局長
小沼 宏治 様



特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒733-8553
広島県広島市西区観音新町四丁目6番22号
組織名 基幹労働連広島県本部
代表者 委員長 谷口 英男

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の労使協定に基づき

4. 申し出の時期

2025年6月末

以上



2025年 2月 14日

広島労働局長
小沼 宏治 様

JAM山陽 広島県連絡会
会 長 藪本 敬士

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒732-0817
広島市南区比治山町2-5 住宅生協比治山ビル3F
組織名 JAM山陽 広島県連絡会
代表者 会 長 藪本 敬士

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

4. 申し出の時期

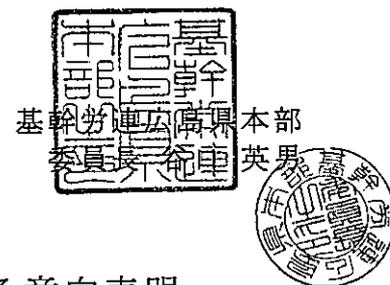
2025年6月末

以上



2025年 2月 14日

広島労働局長
小沼 宏治 様



特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒733-8553
広島県広島市西区観音新町四丁目6番22号
組織名 基幹労連広島県本部
代表者 委員長 谷口 英男

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

4. 申し出の時期

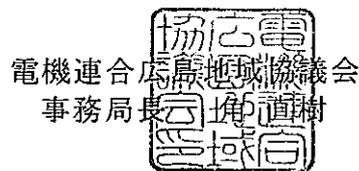
2025年6月末

以上



2025年 2月 18日

広島労働局長
小沼 宏治 様



特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒721 - 8588
 福山市南蔵王町4丁目5-18
 組織名 電機連合広島地域協議会
 代表者 事務局長 角 直樹

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の労使協定に基づき

4. 申し出の時期

2025年6月末



2025年3月10日

広島労働局長
小沼 宏治 様

全日本自動車産業労働組合総連合会
広島地方協議会
議長 金子 哲二

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒734 - 0064
広島市南区小磯町1番1号
組織名 全日本自動車産業労働組合総連合会
広島地方協議会
代表者 議長 金子哲二

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の労使協定に基づき

4. 申し出の時期

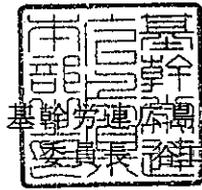
2025年6月末

以上



2025年 2月 14日

広島労働局長
小沼 宏治 様



基幹労連広島県本部
英男



特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒733-8553
広島県広島市西区観音新町四丁目6番22号
組織名 基幹労連広島県本部
代表者 委員長 谷口 英男

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

4. 申し出の時期

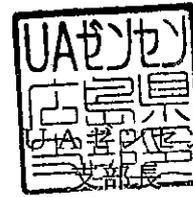
2025年6月末

以上



2025年2月19日

広島労働局長
小沼 宏治 様



広島県
香西



特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県各種商品小売業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒732-0825
広島市南区金屋町1-17 ワークピア広島2F
組織名 UAゼンセン広島県支部
代表者 支部長 香西 真

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県各種商品小売業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の労使協定に基づき

4. 申し出の時期

2025年6月末

以上



2025年3月10日

広島労働局長
小沼 宏治 様

全日本自動車産業労働組合総連合会
広島地方協議会販売部門連絡会
委員長 荒城 啓太

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県自動車小売業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒734 - 0064
広島市南区小磯町1 - 1
組織名 全日本自動車産業労働組合総連合会
広島地方協議会販売部門連絡会
代表者 委員長 荒城 啓太

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県自動車小売業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

4. 申し出の時期

2025年6月末

以上



2025年2月19日

広島労働局長
小沼 宏治 様



広島県支部長
香西 真



特定（産業別）最低賃金の新設決定に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県各種商品小売業、各種食料品小売業を特定（産業別）最低賃金として、新設（決定）するため、下記のとおり意向表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒732-0825
広島市南区金屋町1-17 ワークピア広島2F
組織名 UAゼンセン広島県支部
代表者 支部長 香西 真

2. 特定（産業別）最低賃金の新設決定を申し出する業種

広島県各種商品、各種食料品小売業 最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

4. 申し出の時期

2025年6月末

以上



令和7年度 適用使用者数及び適用労働者数

(令和3年経済センサス等による)

1 製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
E220 管理、補助的活動を行う事業所	3	37
E2211 高炉による製鉄業	2	5,217
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	7	637
E225 鉄素型材（銑鉄鋳物）製造業	37	1,072
E229 その他の鉄鋼業	121	2,498
計	170	9,461

2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
E240 管理、補助的活動を行う事業所	8	29
E244 建設用・建築用金属製品製造業	589	5,978
E249 その他の金属製品製造業	54	1,339
計	651	7,346

3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
E25 はん用機械器具製造業	378	7,587
E26 生産用機械器具製造業	854	19,477
E27 業務用機械器具製造業	20	660
計	1,252	27,724

4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	59	5,608
E29 電気機械器具製造業	262	6,541
E30 情報通信機械器具製造業	14	1,199
計	335	13,348

5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理、補助的活動を行う事業所	4	358
E 311 自動車・同附属品製造業	282	31,040
計	286	31,398

6 船舶製造・修理業、船用機関製造業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理、補助的活動を行う事業所	7	107
E 313 船舶製造・修理業、船用機関製造業	476	9,252
計	483	9,359

7 各種商品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理、補助的活動を行う事業所	4	644
I 561 百貨店、総合スーパー	25	3,932
I 569 その他の各種商品小売業	56	838
計	85	5,414

8 自動車小売業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
I 590 管理、補助的活動を行う事業所	15	492
I 591 自動車小売業	1,671	11,068
計	1,686	11,560

9 各種商品、各種食料品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理、補助的活動を行う事業所	1	528
I 561 百貨店、総合スーパー	25	3,932
I 580 管理、補助的活動を行う事業所	5	876
I 581 各種食料品小売業	519	24,390
I 600 管理、補助的活動を行う事業所	6	83
I6031 ドラッグストア	363	4,447
I6091 ホームセンター	155	3,956
計	1,074	38,212